

領事手数料表

2022年4月1日～2023年3月31日

(料金単価は伯リアル)

		種 別	単 価(R\$)
旅 券 関 係	旅券法第20条第1項第1号の処分にかかる手数料(10年有効旅券)		800
	旅券法第20条第1項第2号の処分にかかる手数料	イ. (5年有効旅券: 一般)	550
		ロ. (5年有効旅券: 12歳未満)	300
	旅券法第20条第1項第3号の処分にかかる手数料(他の一般旅券の発給(限定・記載事項の変更等))		300
	旅券法第20条第1項第4号の処分にかかる手数料(渡航先追加)		80
	旅券法第20条第1項第5号の処分にかかる手数料(査証欄増補)		125
	旅券法第20条第1項第6号にかかる手数料(渡航書)		125
遺産の保護管理		遺産の額の2/100	
証 明 関 係	遺言の公証		285
	国籍証明		220
	在留証明		60
	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明		60
	職業証明		100
	翻訳証明		220
	署名又は印章の証明	イ. 官公署に係るもの	225
		ロ. その他のもの	85
	遺骨証明		125
	原産地証明		220
	日本品の外国輸入証明		190
	船内遺留品目録証明		45
	航行報告証明		65
	その他の証明		105
査 証 関 係	一般入国査証		150
	数次入国査証		300
	通過査証		35
	再入国の許可の有効期間の延長		150
	難民旅行証明書の有効期間の延長		125